

ごみの野焼きはやめましょう！

野焼きは法律で禁止されています。やってもやらせても犯罪になります。

【罰則】廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却した者（未遂行為も含む）

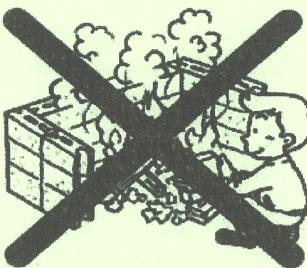
5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）、又はこれを併科

※野外焼却だけで、全国で、年間数千件の検挙実績があります。

野外焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人々に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となるため禁止されています。



ドラム缶



ブロック積み



プラスチック類の焼却

《稻わらの焼却に関するお願い》

下記に「◇野焼き禁止の例外」について記載しておりますが、次の点にご注意下さいますようお願いいたします。

- ◆ 稲わら焼きの煙は、視界不良による交通事故を引き起こす危険があるほか、周辺住民に呼吸器系疾患の方がいる可能性などを考慮し、できるだけ焼却を控えましょう。
- ◆ 煙の匂いが洗濯物についたり、窓から室内に入り目や喉の痛みを感じる方もいらっしゃいます。
- ◆ 煙を伴う稻わら焼きなどの野焼き行為によって、微小粒子状物質（PM2.5）質量濃度の上昇に直接的に影響を与える場合があります。
- ◆ 稲わらやもみ殻などは極力農地にすき込んで堆肥化しましょう。
- ◆ 村外の方に水田の耕作を依頼している方は、耕作者の方にもこの内容をご連絡いただきますようお願いいたします。

◇ 野焼き禁止の例外

次に掲げる一部行為は、法律上、例外として許容されています。ただ、例外とされるものであっても、むやみに燃やしてよいというわけではありません。

- ① 農業、林業又は漁業を営むため、やむを得ないものとして行われるもの（例：害虫駆除のための稻わら焼却、あぜ草や下枝の焼却など）
- ② 風俗習慣上、又は宗教上の行事を行うもの（例：しめ縄の焼却、どんど焼き）
- ③ 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なもの（例：火災予防訓練）
- ④ 国等公共団体が、その施設の管理を行うために必要なもの（例：河川敷の草焼き）
- ⑤ たき火その他日常生活の焼却であって軽微なもの（例：落ち葉たき・キャンプファイヤー）

※紙やプラスチック、ビニール袋などの日常生活により排出されるごみは、軽微なものとは認められません。